

第21回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和7年3月25日（火） 午前9時30分

2 場所 滝沢市役所本庁舎 4階 中会議室

3 日程

- 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 業務報告について
日程第 4 議案第 1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について
日程第 5 議案第 2号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
日程第 6 議案第 3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の策定に対する要請の決定について
日程第 7 議案第 4号 令和7年度滝沢市農業労賃参考額の設定について
日程第 8 議案第 5号 農地の賃借料情報の提供について
日程第 9 議案第 6号 令和7年度最適化活動の目標の設定等の決定について
日程第 10 議案第 7号 滝沢市農地利用最適化推進委員選任に関する規程の一部改正について
日程第 11 議案第 8号 滝沢市農業委員会事務局規程の一部改正について
日程第 12 議案第 9号 滝沢市農業委員会事務局職員の任免について
日程第 13 報告第 1号 第3回農政小委員会の報告について
日程第 14 報告第 2号 農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について
日程第 15 報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 16 報告第 4号 農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について
日程第 17 報告第 5号 農地転用届出の確認事務報告について

4 出席委員

農業委員

- 2番委員 吉清水 秀明
3番委員 主濱 学
4番委員 佐藤 恵一郎
5番委員 熊谷 喜彦
6番委員 高橋 敏彦
7番委員 勝田 徹
8番委員 太田 豊
9番委員 駿河 信一 以上8名

農地利用最適化推進委員

南部地区担当 工藤 誠
中部地区担当 藤村 与志夫 以上2名

5 欠席委員 農業委員
1番委員 新田 義修 以上1名

6 説明のために会議に出席した者
農業委員会事務局 事務局長 佐々木 澄子
同 主任主査 細川 直樹
同 主査 大村 和臣
同 主任 鈴木 伸空

開会時刻 令和7年3月25日（火） 午前9時30分

佐々木事務局長 只今より第21回滝沢市農業委員会総会を開会いたします。
駿河信一会長よりご挨拶をいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

駿河会長 挨拶（略）

議長 只今の出席委員は農業委員が8名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
なお、本日は推進委員2名が出席しております。

議長 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては会議規則第11条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては2番吉清水秀明委員、3番主濱学委員を指名します。
書記には事務局の細川主任主査と大村主査を指名します。

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日と決定いたしました。

議長 日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第21回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和7年2月26日から令和7年3月25日までの分の報告となります。議案書は2ページをご覧ください。

（第20回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは、議事に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請に対

する意見の決定についてを議題といたします。なお、事前にご説明しましたが議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は4ページから6ページまでをご覧ください。

整理番号1番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の中に位置することから第1種農地と判断されることが考えられますが、農畜産物処理加工施設及び農畜産物販売施設に該当する場合については農地転用目的の例外規定における農業用施設の整備に該当するものと見られます。また、資金計画は全額自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明により事業の確実性について確認しているところです。なお、本案件につきましては、昨年11月の第17回総会において滝沢農業振興地域整備計画の変更（官）に対する意見の決定についてによりご審議いただいた案件となっております。

以上で補足説明を終わります。

議長 今回の案件の現地調査につきましては、第17回総会議案第5号において報告済みですので省略します。

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり意見を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号については原案のとおり意見を決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題といたします。

本案件は農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限があり、2番吉清水委員が該当いたします。

2番吉清水委員の退席を求めます。

(2番吉清水委員退席)

議長 事務局より説明させます。

大村主査 それでは議案第2号について補足説明いたします。議案書は8ページ及び9ページをご覧ください。

なお、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条の経過措置の期限として国が定めている地域計画の策定の前日までに公告される見込であることから、そのことを前提として本制度を適用することが可能となるものです。

案件は所有権移転が1件となります。

整理番号1番は、譲受人が耕作中の農地を買い受ける案件になります。

以上、議案第2号については経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件は、耕作者の変更は生じないため現地調査を省略しております。

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号については原案のとおり決定いたしました。
2番吉清水委員の入場を許可します。

(2番吉清水委員入場)

議長 2番吉清水委員にお伝えします。只今の議案につきましては原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の策定に対する要請の決定についてを議題といたします。

本案件は農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による

議事参与の制限があり、整理番号1番は、5番熊谷委員が該当し、整理番号17番は、2番吉清水委員が該当します。

つきましては、整理番号1番を先に審議し、次に整理番号17番を審議し、最後に整理番号2番から16番まで及び18番を審議することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(質疑なし)

議長 ご異議がないようですので、そのように審議することとします。

議長 それでは、議案第3号のうち整理番号1番を審議いたします。議事参与の制限があります5番熊谷委員の退席を求めます。

(5番熊谷委員退席)

議長 事務局より説明させます。

大村主査 議案第3号のうち整理番号1番について補足説明いたします。議案書は11ページ及び19ページをご覧ください。

整理番号1番、旧基盤法で契約していた耕作者が耕作できなくなったことから、新たな担い手が農地中間管理事業により借り受けるものになります。

以上、議案第3号のうち整理番号1番は、経営面積、従事日数等農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、熊谷喜彦農業委員、工藤誠推進委員、藤村与志夫推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を藤村推進委員にお願いします。

藤村推進委員 推進委員の藤村でございます。それでは私の方から議案第3号のうち整理番号1番について、令和7年3月17日に熊谷農業委員及び工藤推進委員と現地調査を実施いたしましたのでご報告申し上げます。

こちらの現地は、農地として活用されていることを確認いたしました。

また、事務局の説明及び別添の調査書にもありますとおり、必要とされる各要件を満たしているものと見込まれます。

以上でご報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第3号のうち整理番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第3号のうち整理番号1番については原案のとおり決定いたしました。
5番熊谷委員の入場を許可します。

(5番熊谷委員入場)

議長 5番熊谷委員にお伝えします。只今の案件につきましては原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第3号のうち整理番号17番を審議いたします。議事参与の制限があります2番吉清水委員の退席を求めます。

(2番吉清水委員退席)

議長 事務局より説明させます。

大村主査 議案第3号のうち整理番号17番について補足説明いたします。議案書は18ページ及び29ページをご覧ください。
本案件は、受け手の変更をするものです。
以上、議案第3号のうち整理番号17番は、経営面積、従事日数等農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。
以上で説明を終わります。

議長 本案件は、再配分の案件であるため現地調査を省略しております。
これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第3号のうち整理番号17番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第3号のうち整理番号17番については原案のとおり決定いたしました。

2番吉清水委員の入場を許可します。

(2番吉清水委員入場)

議長

2番吉清水委員にお伝えします。只今の案件につきましては原案のとおり決定いたしました。

議長

続きまして、議案第3号のうち整理番号2番から16番まで及び18番を審議いたします。

事務局より説明させます。

大村主査

議案第3号のうち整理番号2番から16番まで及び18番について補足説明いたします。議案書は11ページから18ページまで、20ページから28ページまで、及び30ページをご覧ください。

整理番号2番は、先月の農業委員会総会において農地法第3条により所有権移転の許可がなされた農地ですが、その後申請者双方の認識に誤りがあったとして取下げの申出があり、許可が取消となりました。今回改めて双方で協議して合意に至り、農地中間管理事業による権利設定として申請となったものになります。

整理番号3番は、農業委員の活動成果として担い手マッチングが成立した案件です。

整理番号4番は、耕作者からの申出により、これまで作業受委託で耕作していた農地を農地中間管理事業により権利設定するものです。

整理番号5番、13番から16番まで及び18番については、これまでの地域集積協力金事業に合わせて権利設定を行った農地ですが、その後の各々の事情等により受け手を変更するものです。

整理番号6番から12番までについては、経営継承に伴い、現在の耕作者から新たに認定農業者となったその子供へ権利移転するものです。

以上、議案第3号のうち整理番号2番から16番まで及び18番については、経営面積、従事日数等農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

本案件のうち整理番号2番の現地調査につきましては、第18回総会において報告済みです。また、同じく整理番号5番から16番及び18番につきましては、再配分の案件のため現地調査を省略し

ております。

本案件のうち整理番号3番及び4番の現地調査報告を工藤推進委員にお願いします。

工藤推進委員 推進委員の工藤でございます。それでは私の方から議案第3号のうち整理番号3番及び4番について、現地調査を実施しましたのでご報告いたします。

これらの現地は、農地として活用されていることを確認いたしました。

また、事務局の説明及び別添の調査書にもありますとおり、必要とされる各要件を満たしているものと見込まれます。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

吉清水委員 整理番号3番の受人についてですが、所在地は九戸村となっておりますが、どのような会社でこちらに営農拠点を設ける状況にあるのでしょうか。

細川主任主査 こちらの代表取締役が経営されている法人がもう1社ございまして、そちらの方では九戸村等の県北地域でピーマン等による系統出荷を中心に経営され、地域の中心的な担い手としても大規模にされていると聞いており、そのことは当地域の広域農協の広報誌等でも紹介され我々にも覚えがあるところでございます。

今回はそちらの子会社的な法人が、こちらで八幡平市を中心に宿泊施設の運営や営農等を行っているところでありまして、その法人の規模拡大ということで滝沢市でも北部の方に新たな耕作地を探していたという状況でございます。

このような経緯でしたので、法人の所在地は親会社と同じく九戸村に登記がございすものの、こちらは八幡平市を中心に人も雇って耕作をされている状況、またそれに伴って滝沢市周辺でも耕作面積を広げ雇用等も考えられている法人と伺っているところです。

議長 他に質疑ございませんか。

議長 無いようですので質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号のうち整理番号2番から16番まで及び18番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号のうち整理番号2番から16番まで及び18

番については原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、令和7年度滝沢市農業労賃参考額の設定についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

大村主査 議案第4号、令和7年度滝沢市農業労賃参考額の設定についてご説明いたします。議案書は、32ページから34ページまでをご覧ください。

令和7年度の滝沢市農業労賃参考額（案）につきましては、最初に農政小委員会において原案を検討し、続いて生産組織の代表者及び農業者並びに農業団体等に委員として参加いただいた検討会を開いて33ページの顛末にもありますようにご意見等を伺った上で取りまとめたものでございます。

まず、32ページですが、こちらは現行の令和6年度の参考額と今回お諮りする令和7年度の参考額の案を比較した表となっておりますので、こちらに基づきまして主な改正点等についてご説明いたします。

人力の部につきましては、昨年10月に発効しました岩手県の最低賃金の改定に伴い、その最低賃金の上昇率を基に値上げによる改定を図ろうとするものです。

次に、機械の部につきましては、令和5年度において物価高騰の影響から全体として概ね5パーセントの値上げを行ったところがありますので、その影響をもう少し注視する必要があると考え、令和7年度においては据え置きを図ろうとするものです。ただし、飼料畑等の一部作業については、周辺市村との料金差が大きいこと等を考慮して、引き続き段階的に値上げすることにより是正を図るものとなっております。

また、機械の部においては、作業種別の一部を整理して記載内容の改定を行おうとするものです。

なお、34ページは農家の皆様に配布する予定であります令和7年度の農業労賃参考額表の原稿案となっております。この中では、欄外の補足説明において、作業時点における燃料や資材の価格変動を考慮して請負料金を決定いただくよう、注意書きを引き続き加えることとしております。また、作業種別の整理に伴って生まれたスペースに農地の相続登記後の届出に係わる記述を加えることとしております。

最後に、公表後の周知配布についてであります。例年どおり各農協等を通じて速やかに農家の皆様へ配布することに加え、4月15日号の市の広報誌に労賃表を掲載しお知らせする予定としております。また、4月1日までに市ホームページ上に公表する他、農業委員会の窓口等でも配布できるよう準備してまいります。

以上で説明を終わります。

議長 ここで関連がありますので、日程第13、報告第1号、第3回農政小委員会の報告について、農政小委員会佐藤委員長より報告をお願いします。

佐藤委員長 農政小委員会委員長佐藤でございます。それでは私の方から第3回農政小委員会の顛末を報告いたします。議案書は52ページ及び53ページをご覧ください。

第3回農政小委員会は、2月25日に農政小委員会委員9名が出席し、令和7年度の農業労賃参考額の設定について協議を行いました。

まず、令和7年度の農業労賃参考額の設定にあたっては、農政小委員会及び検討会による検討を経た上で本日の総会における審議及び議決をもって決定することとして進めて行くことを確認いたしました。

次に、検討会の検討事項等について協議し、検討会に提出する資料や検討委員について資料の草案に基づき事務局から説明が行われ、内容の確認及び検討を行い、検討会の資料案を決定いたしました。この中では、令和7年度の農業労賃参考額の案についても協議を行い、検討の結果、議案書の顛末にあるとおり賃金と一部の料金につきまして値上げを行い、一部の作業種別を整理して改定する案を取りまとめました。

このような協議を踏まえ、検討会の内容等について決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

主濱委員 3番主濱です。

31ページの表を見ていて機械のコンバインの所ですが、改正案では17,300円、籾運搬が2,310円で、備考欄にはコンバイン作業との同時作業として明記してありますが、一方で下の方の小麦大豆畑作業の所には小麦と大豆の刈り取り作業の額がそれぞれ記されていますが、同じくこれもコンバイン作業ではあるものの水稲のような籾運搬、そういった運搬に関する費用がここには記載されていませんが、どのような理由で記載になっていないのか、あるいは記載する必要性はないということなのか、この点についてお伺いします。

細川主任主査 主濱委員のお話に関してでございますが、籾の運搬の備考欄にしましては他の多くの市町村も料金表の中に表記がされていることから当市でも表記をしているところでございます。

一方で、小麦大豆畑作業にしましては、運搬に関しては容積に

差があることから料金としては個々で設定をしていただくということが前提であり、こちらについてはコンバインとの同時作業を前提とした料金設定とはしておりません。傾向として、水稻に関しては作業種別が細かく設定されているのですが、小麦大豆等の畑作業については必要に応じて主要作業項目のみが設定されているところがございます。

このような状況でしたので、運搬等につきましては個々の相談のうえで決定していただくというところでございます。稲運搬に関しては水稻の生籾における2, 310円と設定しているところですから、この同額をもって設定していただいても構いませんし、別途相談し運搬回数等から具体的な価格を設定していただいても構わないということとなります。

また、要望が複数から寄せられるようであれば、そういった運搬経費につきまして新たに項目を設けることも検討し得るところでございます。

加えて、委員さん方からでも何かお考え等がございましたらお話を頂戴いたしまして、農政小委員会や検討会等にお諮りして新たな料金設定等も考えさせていただきたいと思っております。

主濱委員 説明は理解しましたが、多くの農家が受託作業をこの表を使って行っているものと想定しますので、小麦大豆の作業の違いとその内容に応じてそれぞれ料金を検討してくださいということであれば、それが分かるような表記をしてもらう方がいいと思います。

細川主任主査 恐れ入ります。ご指摘の内容について確認をさせていただきたいのですが、刈り取り作業とコンバイン作業の備考欄に運搬料別等の表現があれば良いというお話の理解でよろしいのでしょうか。

主濱委員 はい。

細川主任主査 それでありましたなら、そのような改定につきましては軽微なものとしてすぐにでも対応できる場所かと思われしますので、今回の参考額表からコンバイン作業の後ろに運搬料別途というような表記をさせていただきたいと思っております。

つきましては、議案にある労賃参考額表の案を今ご説明申し上げました内容を加筆し修正するものとしてご審議を頂戴いたしたくお願いいたします。

議長 大体は作物によらず当然収穫すれば運搬という作業が生じるとは思いますので、項目にあるないに拘らず委託者と受託者の双方が十分に話し合いながら進めていただければ良いのかなと思います。

議長 他に質疑ございませんか。

議長

無いようですので質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号について、原案に対して先程事務局からの提案にあったように一部を修正したものによって設定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第4号については原案に事務局の提案に基づき加筆修正したものにより設定するものとして決定いたします。

議長

日程第8、議案第5号、農地の賃借料情報の提供についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

細川主任主査

議案第5号、農地の賃借料情報の提供について補足説明いたします。議案書は36ページをご覧ください。

令和7年度の賃借料情報の提供につきましては、議案書に記載されておりますとおり令和2年1月から令和6年12月までに締結された農地の賃貸借における10アールあたりの賃借料水準について、5年間の実績の平均を基に算出したものとなります。

集計したデータは、昨年度集計したデータから平成31年ないしは令和元年分のデータを削った上で、新たに令和6年分のデータを加えたものが基本となりますが、平均額の算出にあたり平均値より3割以下及び7割以上の額で契約されたものを除いた上で平均を取っております。これらは、前年度と比べて大きな変動を避ける意味でも、従来より5年間のデータを基に賃借料情報を提供しているものとなります。

今回と前回を比較いたしますと、田で100円の減、畑で200円の減、飼料畑で100円の増となっております。

以上で補足説明を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

質疑を終了して採決に入ります。

議案第5号について、原案のとおり提供することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第5号については原案のとおり提供することに決定いたしました。

議長 日程第9、議案第6号、令和7年度最適化活動の目標の設定等の決定についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第6号、令和7年度最適化活動の目標の設定等の決定についてを説明いたします。議案書は38ページから40ページまでをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

高橋委員 6番の高橋です。
確認になりますが、この集積率ですけれども、私達の地域は法人を設立してその法人が作業受委託契約を結んだことにより集積率が上がったという仕組みがあったものと認識していますが、来年度にその仕組みが変わると聞いていますので今後はどう取り組むのか、その時に集積率に影響することはないとは考えているのですが、実際に集積率が元に戻るということは本当はないのかという心配は残っておりまして、その点を確認したいと思い見通しについて説明をお願いします。

細川主任主査 今の高橋委員のご質問に関してお答えいたします。
集積率の詳細に関しましては先日資料としてお配りしたところですが、主に地域計画の担い手として表記されている方に対して集まっている経営農地の面積の合計から集積率が算出されます。
このため、大沢地区と下鶴飼地区の状況については、今回の中で自身の経営農地として戻される耕作者の方がもちろん多数出てくる訳ですが、その中には担い手に位置付けられていない方、要は以前から普通に耕作者、農業者という位置付けではあったけれど、地域計画等の国の区分としては担い手という表現としては位置付けられていない方については、戻る分が集積面積から減ることになりますので、現在見込んでいる段階でも、その地区に関しては面積も率もそれなりの減少になるのではないかと見込んでおります。

高橋委員 説明有難うございました。
集積に関しては、これからもっと我々も気を緩めずに大沢さんと

一緒にやっていかなければならないという認識を持ちました。

もう1点お伺いしたいのですが、遊休農地の解消のところ現状が黄色区分7.7ヘクタールの遊休農地があるということですがけれども、目標では8.1ヘクタールに増えている理由が分からないので教えてください。

細川主任主査

この場をお借りして先程のお話について1点、集積のお話で説明を加えさせていただきたいのですが、只今高橋委員がお話をされましたとおり、地域集積の事業では今回取り組んだ地域も含め市内全域が取り組み毎に協力金の額が変わる関係もあって事業参加率で地域の農地面積の8割とかと色々目標を設定させていただきお取り組みいただいていたところでございますけれども、先程お話しいたしましたように担い手ベースで集積率を計算いたしますと農地中間管理事業の活用率とは別に全地区で担い手への集積率としては8割を切っている状況には変わらない状況でございますので、引き続き担い手への集積というところにつきましては今後もお力添えをいただき取り組んでまいりたいというところでございます。

そして、遊休農地の黄色区分の面積というお話でございますが、議案書にある1の現況及びこれからの課題のところに出てくる遊休農地面積につきましては、令和6年度に報告した令和5年度の農地パトロール等の利用状況調査の実績で令和6年度当初に国県へ対して報告しているところでございます、その段階における利用状況調査に記載された遊休農地面積になっております。

また、2番には令和3年度というところに記載がございますけれども、基本的に最適化活動の目標設定に関しましては国が令和3年度の状況を基準として取り組みを推進してきたところでありまして、遊休農地に関しては令和3年度より減らす努力をするようにということが国の全体的方針になっている中で令和3年度の数字が2の欄では生きることになり、令和3年度の面積と比べると減っているのかどうかというところでは8.1ヘクタールから7.7ヘクタールへこの3年間で減っているということが言えるというものになります。

ただし、緑区分の遊休農地が3.9ヘクタールであるとありますけれども、これは上の表にある10.6ヘクタールという実際の緑区分の面積の中から、あくまで緑区分とは少し手を加えれば耕作可能という見た目での判断区分になりますので、そこから例えば相続等で所有権が定まっていなかったり、土地改良区の賦課金に多額の滞納があって解消が前提になるとか等という農地の現況とは別に何らかの問題がある等といったこちらでも積み重ねで把握している事情等も考慮して精査した結果、耕作者さえ確保できるようであれば何とかかなりそうだと見られる遊休農地が当時の段階で3.9ヘクタールであるとして設定させていただいたところでございます。

このため、農地パトロールの区分で1の良、つまり緑区分として

判定している遊休農地は、うちの地域にもまだあるのではないかと
いうところはあるかと思えます。

また、これまでに農用地利用規程が作られた地域では、設立され
た農用地利用改善団体の調整によって遊休農地は受け皿として指定
された法人が借り受け、まずは法人が草刈り等をして耕作可能な状
態に戻すといった対応をされているところがある訳ですが、地域集
積事業の中で農地中間管理事業による契約を行っていることから、
国の基準に従いますと遊休農地からは解消されたという扱いとして
おります。

一方で、そういったところが立ち上がっていない地域について
は、なかなか農地中間管理事業を通じて遊休農地状態のものを借り
受けてまで耕作するという農業者の方も生じ難いものですから、そ
のような形での解消には結び付きませんので、遊休農地の解消面積
が減ってこないという状況であるため、今後はそういったエリアに
つきましては農業公社の遊休農地解消事業等も活用しながら、引き
続き遊休農地から耕作再開へ結び付くよう委員の皆様にもお取り組
みいただきたいとお願いするところでございます。

議長 他に質疑ございませんか。

議長 無いようですので質疑を終了して採決に入ります。
議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙
手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第6号については原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第10、議案第7号、滝沢市農地利利用最適化推進委員選任に
関する規程の一部改正についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第7号、滝沢市農地利利用最適化推進委員選任に関する規程の
一部を改正することについて説明いたします。議案書は42ページ
から44ページまでをご覧ください。

本件は、令和4年及び令和5年に公布された刑法等の一部を改正
する法律の関係法令が今回施行されることに伴い禁固から拘禁刑に
表現を改めるというもので、法律と合わせて令和7年6月1日から
施行するものとなっております。

以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第7号について、原案のとおり改正することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第7号については原案のとおり改正することに決定いたしました。

議長 日程第11、議案第8号、滝沢市農業委員会事務局規程の一部改正についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第8号、滝沢市農業委員会事務局規程の一部を改正することについて説明いたします。議案書は46ページから48ページまでをご覧ください。

本件は、令和4年に公布された農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されており、これにより農用地利用集積計画が廃止となり、新たに農用地利用集積等促進計画が創設され、その手順も変更されているところです。

ただし、当市では農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の附則規定における、その市町村が地域計画を策定するまであるいは施行後2年間のいずれか早い方とする猶予期間を設けることができるとしていた経過措置を活用していたことから、今回の改正となったものです。

内容としましては、農用地利用集積計画を農用地利用集積等促進計画の案に改め、また、公告を提出に改めるもので、令和7年4月1日から施行するものでございます。

なお、この事務については、市長の権限に属する事務で市長から補助執行を受けているものになりますので、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程も市長部局において一部改正される予定となっております。

以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第8号について、原案のとおり改正することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第8号については原案のとおり改正することに決定いたしました。

議長 日程第12、議案第9号、滝沢市農業委員会事務局職員の任免についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

佐々木事務局長 議案第9号、滝沢市農業委員会事務局職員の任免についてを説明いたします。議案書は50ページとなります。

(議案朗読説明)

議長 本案件は人事案件のため、質疑を省略し直ちに採決に入ります。
議案第9号について、原案のとおり承認する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第9号は原案のとおり承認されました。

議長 日程第14、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第15、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、及び日程第16、報告第4号、農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について、及び日程第17号、報告第5号、農地転用届出の確認事務報告についてにつきましては、お手元の議案書54ページからのおりとなっておりますのでご確認願います。

議長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。
これをもって、第21回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和7年3月25日(火) 午前10時25分

議 長 _____

会議録署名人 2 番委員 _____

会議録署名人 3 番委員 _____

これは原本である。

令和7年3月25日

滝沢市農業委員会 会長 駿河 信一